




本ガイドラインの趣旨


平成18年10月に、環境省が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」において、動物による危害や迷惑問題防止のための施策として、動物の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成するよう定められ、この指針を受けて、平成20年7月に策定された滋賀県動物愛護管理推進計画にも、地域における適正飼養の啓発のために、特に飼養者のいない猫による生活環境への問題に対応するためのガイドラインを作成するよう明記されたところです。


そこで、以下の考え方により、地域が主体となって、猫と人とが共生できるシステム作りの促進を図ることを目的として、本ガイドラインを策定しました。

 猫と人との共生、つまり、生まれも育ちも違ったもの同志、お互い命あるものとして、その存在を認め、思いやりを持ちながら共存していくことをあるべき姿として、本ガイドラインを策定したものであること

 猫の問題については、地域の問題として住民が主体的に取り組むものであること

 猫を邪魔者として排除するためのものではないこと

 住民、行政、ボランティア、民間の団体等が協力しあって、人と猫とが共生できるようにするための地域のルール作りに資するためのものであること

 住民、行政、民間の団体等の役割についての考えかたを明記し、地域住民を主体とした取り組みができるよう支援するためのものであること

どんな猫がいるの？

本ガイドラインでは、猫と人との関わりようによって、猫を次のように分類してみました。



飼い猫

特定の飼養者が存在する猫を指します。

屋内のみで飼養されている形態の猫や、それ以外の飼養形態の猫等がいます。

(1) 屋内のみで飼養されている形態の猫

糞尿などで近隣に迷惑をかけることがなく、猫自身にとっても健康で、安全に暮らすことができます。猫を飼養するならば屋内飼養をおすすめします。

(2) それ以外の飼養形態の猫

飼養者は、自分の飼い猫が、近隣に対して糞尿などで迷惑をかけることや、病気や事故に遭遇する危険性があることを理解する必要があります。

また、不妊・去勢手術が施されていない場合は、飼い主のいない猫を生み出す要因となってしまうことがあります。



飼い主のいない(不明な)猫

無責任な飼い主による不適切な飼養の結果生まれた猫です。これらの多くは、一部の住民により継続的に給エサ給水等の世話がされており、その多くは不妊・去勢手術が施されていないため、新たな飼い主のいない猫を生み出す原因となっています。

これらの猫は地域の認知がなされていないため、地域から嫌われてしまう場合が多く、トラブルを引き起こしています。



地域猫

地域の環境保全の観点から、飼い主のいない猫を、エサの管理、不妊・去勢手術の徹底、糞尿の始末、周辺美化などの地域のルールに基づき、地域住民の認知と合意が得られる管理下のもと、地域社会と共生することのできる猫をいいます。この場合、猫の飼養者は地域となり、地域で管理することになります。

このような取り組みができるよう支援するために、本ガイドラインを策定しました。

